

サービス利用契約書
(重要事項説明書)

社会福祉法人 五常会
二ツ森ショートステイ

指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と ニツ森ショートステイ（以下「事業所」という。）は、事業所が利用者に対して提供する短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」）について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう事業を提供し、利用者は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の7日前までに利用者から事業所に対して、文書による解約の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（事業介護計画）

第3条 当事業所は、三泊四日以上にわたり継続して利用することが予定される利用者について、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、「居宅サービス計画（介護予防サービス計画）」に沿って事業介護計画を作成します。事業所はこの事業介護計画の内容を利用者および家族に説明します。

（事業の提供場所・内容）

第4条 事業の提供場所は事業所です。所在地および設備の概要は〔重要事項説明書〕のとおりとします。

2 事業所は、第3条に定めた事業に沿って介護サービスを提供します。事業所は事業の提供にあたり、その内容について利用者およびその家族に説明します。

3 利用者またはその家族は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業所に申し入れることができます。その場合、事業所は、可能な限り利用者またはその家族の希望に添うようにします。

（サービス提供の記録）

第5条 事業所は、事業の提供に関するケース処遇記録等を整備し、整備した日から5年間は保存します。

2 利用者またはその家族は、事業所の営業時間内にその事業所にて、利用者に関するケース処遇記録を閲覧できます。

（利用料金）

第6条 利用者またはその家族は、事業所に、施設サービスの対価として、別表に基づいて計算された金額を支払うものとします。ただし、利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（利用者

が保険料を滞納しているため、償還払いになる旨の記載)があるとき等は、利用者またはその家族は、一旦費用の全額を事業所に支払います。

- 2 事業所は、当月の利用料金の合計額の請求書を、翌月10日までに利用者またはその家族に送付します。
- 3 利用者またはその家族は、当月の利用料金の合計額を、翌月27日までに支払います。
- 4 事業所は、利用者またはその家族からの利用料金の支払を受けたときは、利用者またはその家族に領収証を発行します。ただし、特別申し出のない限り、次月の請求書と同時に発送します。
- 5 利用者またはその家族は、介護保険の適用範囲を超えた部分のサービスの利用については、費用の全額を事業所に支払います。
- 6 第1項但し書きにより利用者またはその家族が費用の全額を事業者へ支払った場合、事業所は、利用者またはその家族にサービス提供証明書を発行します。利用者またはその家族はこの証明書を後日、市町村の窓口へ提出すれば払い戻し(支払った全額より滞在費、食費及びその他の諸費用を差し引いた金額)を受けることができます。
- 7 事業所は、利用者またはその家族の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、食費、理美容代、その他日常生活において通常必要とされる費用の支払いを利用者またはその家族に請求できます。
- 8 事業所は、事業の提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者またはその家族の同意を得ます。

(サービスの中止)

第7条 利用者またはその家族は、事業所に対して、サービス利用日の前日の午後5時までに通知をすることにより、サービス利用を中止または変更することができます。利用者またはその家族の都合によるサービスの中止の場合でサービス利用日の午後5時までに通知がない場合、〔重要事項説明書〕に定める料金(キャンセル料)を支払います。

- 2 事業所は、利用者の体調不良等の理由により、事業の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

(料金の変更)

第8条 事業所は、利用者またはその家族に対して、文書で通知することにより利用者単位毎の料金および食費等の単価の変更を申し入れることができます。

(契約の終了)

第9条 利用者またはその家族は、30日以上予告期間において文書で事業者へ通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者またはその家族は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業所が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- (2) 事業所が守秘義務に違反したとき。
- (3) 事業所が利用者またはその家族などに対して社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- (4) 事業所が破産したとき。

- 2 事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者またはその家族に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。た

だし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者またはその家族が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払がないとき。
- (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。

3 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。この場合、損害賠償義務は発生しないものとします。

- (1) 利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合
- (2) 利用者の要介護・要支援認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合

（秘密保持）

第10条 事業所は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する義務を負います。

2 事業所は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

3 事業所は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族から文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を使用できません。

（個人情報の保護）

第11条 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族に関する秘密・個人情報についてはサービスの提供等業務遂行に必要な場合を除き、契約中および契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

2 前項の「サービス提供等業務遂行に必要な場合」とは、次のとおりです。

- ・利用者のサービス計画を立案し、円滑にサービス提供を行うために開催するサービス担当者会議における情報提供。
- ・介護支援専門員等との連絡調整において必要となった場合。
- ・サービス提供に関して主治医および保険者の意見を求める必要のある場合。

上記以外に個人情報を用いる場合は別に同意書による同意を得た上で提供します。

情報提供にあたって、個人情報の提供は必要最低限とし、関係する者以外の者に漏れることのないよう注意します。

3 事業所は、利用者の個人情報について事業所が定める個人情報保護方針および個人情報の利用目的に従い、適切に扱われるよう必要な措置を講じます。

4 利用者またはその家族は、個人情報について、事業所が定める個人情報保護方針および個人情報の利用目的をよく理解し、個人情報の利用に同意します。

（損害賠償）

第12条 事業所は、事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業所は、事業を提供する上で、この契約の条項に違反し、または事業所の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。ただし、利用者の故意または重大な過失による損害については、この限りではありません。

(緊急時等の対応)

第13条 事業所従業者は、事業の提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の家族または緊急連絡先への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第14条 事業所は、事業の提供にあたり、居宅介護支援事業者等および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業所は、事業の提供の終了（解約の場合も含みます。）に際しては、利用またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、終了の旨の内容を速やかに居宅介護支援事業者等に連絡します。

(苦情処理)

第15条 利用者またはその家族は、事業所が提供した事業に関する苦情がある場合は、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。事業所は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。

2 事業所は、利用者またはその家族が苦情申立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

(裁判管轄)

第16条 利用者及び事業所は、この契約に関して止むを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関連法令に従い、利用者及び事業所が信義に従い誠実に協議して決定します。

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業者の名称	社会福祉法人 五常会
(2) 所在地	岐阜県中津川市瀬戸1387番地8
(3) 電話番号 FAX番号	0573-65-3141 0573-65-5178
(4) 代表者職氏名	理事長 土屋 大二郎
(5) 設立年月日	昭和59年1月14日
(6) 施設の名称	二ツ森ショートステイ
(7) 施設の所在地	岐阜県中津川市福岡1693番地608
(8) 電話番号 FAX番号	0573-72-4001 0573-72-4032
(9) 介護保険事業者番号	第2171500693号
(10) 指定年月日	平成19年10月 1日
(11) 交通の便	北恵那バス 福岡総合事務所前停留所下車 タクシーで5分

2. 施設の職員の概要

職 種	員 数	勤 務 の 体 制	
		常勤兼務	非常勤
管 理 者	1人	1人	非常勤
医 師	1人	常勤専任	非常勤 1人
生活相談員	1人	常勤兼務	非常勤
看 護 職 員	4人	常勤兼務 2人	非常勤 2人
介 護 職 員	33人	常勤兼務 25人	非常勤 7人 非常勤兼務 1人
機能訓練指導員	1人	常勤兼務 1人	非常勤
介護計画作成者	1人	常勤兼務 1人	非常勤
栄 養 士	1人	常勤兼務 1人	非常勤

(職務内容)

一、管理者 1人

管理者は業務の管理を一元的に行う。

二、医師 1人（嘱託）

利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

三、生活相談員 1人（管理者・介護計画作成者兼務）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

四、看護職員 4人（特養の機能訓練指導員兼務1人）

利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

五、介護職員 33人（特養兼務32人・特養とデイ兼務1人）

介護職員は短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

六、機能訓練指導員 1人（特養看護職兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

七、栄養士 1人（特養兼務）

食事の献立確認、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。

八、調理員 業者委託（特養兼務）

利用者への食事の提供

九、事務員 2人（特養兼務）

必要な事務を行う

十、介護計画作成者 1人（管理者・相談員兼務）

短期入所生活介護計画を作成し、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する。

3. 施設の詳細の概要

定員	5人
居室 (60床のうち5床を使用)	うお座1人、 やぎ座1人、 おとめ座1人、 しし座1人、 かに座1人
浴室 機能訓練コーナー	1カ所 特別浴槽 1カ所 リフト浴 1カ所
食堂および談話室	2階 3カ所 3階 3カ所
機能訓練コーナー	1カ所

4. 事業の運営方針

- (1) 介護の理念である安全性、継続性、自己決定、選択の自由、能力の活用を基本に利用者の権利を守り、一人ひとりが生きがいを持って生活できるよう支援します。
- (2) 多様な在宅福祉ニーズに対応するため併設する在宅部門はもとより、地域の関係機関と連携し地域における高齢者福祉の一翼を担っていきます。
- (3) 地域とともに、地域に根ざした開かれた施設を目指します。

5. 利用料金

- (1) 当事業所の事業の提供に際し、利用者またはその家族が負担する利用料金は、利用料金表に示す金額を負担していただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担となります。
- (2) 料金の支払方法
利用者またはその家族が当事業所に支払う料金の支払方法については、月ごとの清算とします。毎月10日までに前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、27日までにお支払いください。支払方法は、口座振込、口座自動引落としの中からご契約の際に選んでください。
- (3) キャンセル料
利用者またはその家族のご都合により事業サービスをキャンセルした場合には、下記の料金をいただきます。キャンセルする場合は、至急当事業所に連絡してください。

ア 利用前のキャンセルの場合

入所日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
入所日の前日の午後5時までにご連絡がなかった場合	一日分の利用料金

イ 利用中のキャンセルの場合

利用者またはその家族が中途退所を希望する場合などは、退所までの利用料金をお支払いいただきます。

(4) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納している為、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。

この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町村の窓口へ提出して差額の払い戻しを受けてください。

6. サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ・担当のケアマネージャー様を通して当事業所にお申し込みください。当事業所の担当職員が事業サービスの内容等についてご説明します。
- ・この説明書により利用者またはその家族から同意を得た後、当事業所の担当職員が短期入所生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。（利用期間が短い場合は、作成しない場合があります。）
- ・利用者またはその家族が居宅サービス計画（介護予防居宅介護サービス計画）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。

(2) サービスの終了

ア 利用者またはその家族のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する7日前までに、文書により申し出て下さい。

イ 事業者の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の30日前までに、文書により利用者またはその家族へ通知します。

ウ 自動終了、次の場合、サービスは自動的に終了となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・利用者の要支援度、要介護度が非該当（自立）と認定された場合。
- ・利用者が亡くなったとき。

エ その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者またはその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、事業者が破産した場合、利用者またはその家族は文書で通知することにより、直ちにこの契約を終了することができます。
- ・利用者またはその家族がサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書により利用者またはその家族へ通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7. サービス利用に当たっての留意事項

- 面会：面会時間 10:00 ～ 20:00
来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。
来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
- 喫煙：ホーム内の決められた場所で、ご自分の健康のこと、周囲の方への配慮をお願いします。
- 設備、器具の利用：大事に利用してください。故意に損傷した場合など賠償をお願いする場合があります。
- 金銭の管理：原則自己管理またはご家族に管理をお願いします。当事業所での管理を希望される方には対応させていただきますが、一定の管理料を頂く場合があります。
- 所持品の持ち込み：ご自分の部屋として、管理のできる範囲で、所持品を持ち込むことができます。
- 宗教活動：信仰の自由を尊重します。他の方への強制勧誘はお断りします。

8. サービスの内容および利用料金

当事業所が利用者に提供するサービスは以下のとおりです。

内容：食事	整容	入浴・清拭	着替え
特別な食事	離床	健康管理	理美容
排泄の援助	機能訓練	送迎サービス	その他

- ・サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法について、利用者に分かりやすいように説明します。
- ・サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に注意を払い、特に、利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。
- ・利用料金については別表（利用料金表）の通りです。

9. 協力医療機関

あなたが診療を必要とする場合の当事業所の協力医療機関は以下のとおりです。

協力医療機関	名称	深谷医院
	連絡先	岐阜県中津川市福岡1068 0573-72-2009
協力医療機関	名称	国保坂下病院
	連絡先	岐阜県中津川市坂下722-1 0573-75-3118
協力医療機関	名称	中津川市民病院
	連絡先	岐阜県中津川市駒場1522-1 0573-66-1251
協力歯科医療機関	名称	白井歯科
	連絡先	岐阜県中津川市福岡1101-1 0573-72-5711

10. 苦情処理

利用者は、当事業所の事業の提供についていつでも苦情を申し立てることができます。利用者は、当事業所に苦情を申し立てたことにより何らかの差別待遇を受けることはありません。

苦情相談窓口担当 介護支援専門員 楯 敦夫 相談員 早川 陽介
苦情解決責任者 二ツ森拠点長 糸魚川 謙一
電話番号 0573-72-4001

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

中津川市福岡総合事務所 (生活福祉課)	所在地 電話番号	岐阜県中津川市福岡716-1-3 0573-72-2111
岐阜県社会福祉協議会	所在地 電話番号	岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 058-278-5136
国民健康保険団体連合会	電話番号 受付時間	058-275-9826 平日 9時00分～17時00分

11. 高齢者福祉サービス事業所における第三者評価の受審状況

当事業所では、平成30年4月の介護保険制度改正にて推奨される、第三者評価調査機関による福祉サービス第三者評価を受審していません。

12. 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き

(1) 利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いきるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

13. 非常災害時の対応

(1) サービス利用中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

以上の契約を証するため、「サービス利用契約書(重要事項説明書)」を確認し双方記名押印の上、各自その1通を所持します。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

利用者の署名を代行する者は、保証人に限るものとする

保証人 住所 _____

氏名 _____ (印)

事業者 所在地 岐阜県中津川市福岡1693番地608
名称 社会福祉法人 五常会
ニツ森ショートステイ

代表者氏名 ニツ森拠点長 糸魚川 謙一 (印)

契約担当者 _____ (印)

(第10条・第11条の規定における情報提供に関する同意について)

第10条・第11条の規定を理解し、介護保険制度上必要な機関に対し、その情報を提供することに対して同意します。

利用者氏名 _____ (印)

保証人氏名 _____ (印)

①使用目的

- ・利用者のサービス計画を立案し、円滑にサービス提供を行うために開催するサービス担当者会議における情報提供
- ・介護支援専門員等、サービス事業所との連絡調整において必要な場合
- ・サービス提供に関して主治医または保険者の意見を求める必要のある場合

②使用にあたっての条件

- ・情報の提供は必要最小限とし、関係する者以外の者に漏れることのないよう十分注意する
- ・情報を使用した会議の内容、参加者等について記録する